

公 示 送 達 書

愛知県愛西市長 日 永 貴 章

次の書類を地方税法第 20 条の 2 第 1 項の規定により公示送達します。

なお、送達すべき書類は愛西市役所税務課において保管しており、申出があればいつでも交付します。

送達を受けるべき者	氏名(名称)	送達すべき書類
	猿樂 正則	地方税法により送達すべき書類
	伴野 誠治	地方税法により送達すべき書類
	今井 花人	地方税法により送達すべき書類
	竹島 公規	地方税法により送達すべき書類
	日栄 友康	地方税法により送達すべき書類
	村上 有依人	地方税法により送達すべき書類
	HAYASHI RODRIGO	地方税法により送達すべき書類
	有限会社 アーム化工	地方税法により送達すべき書類

(注意)

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したとき(令和 8 年 9 月 16 日)に、書類の送達があったものとみなされます。